

奈良市公報

第12号

令和元年10月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主管
9 17	233	放置自転車等の保管	環境政策課
9 17	234	差押書の公示送達	滞納整理課
9 17	235	都市計画下水道の変更案の公衆縦覧	都市計画課
9 17	236	奈良市公報号外第10号に掲載	保健給食課
9 17	237	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
9 18	238	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護第一・第二課
9 19	239	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
9 19	240	放置自転車等の保管	環境政策課
9 24	241	放置自転車等の処分	環境政策課
9 25	242	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
9 25	243	督促状の公示送達	納税課
9 25	244	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
9 25	245	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
9 25	246	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護第一・第二課
9 25	247	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護第一・第二課
9 26	248	放置自転車等の保管	環境政策課
9 27	249	農用地利用集積計画の決定	農政課
9 27	250	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護第一・第二課
9 27	251	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護第一・第二課

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主管
9 30	19	奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出	給排水課
9 30	20	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	給排水課
9 30	21	奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出	給排水課

9	30	22	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	給排水課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件名	主管
9	24	8	定例教育委員会の開催	教育政策課

告 示

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年9月7日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年9月16日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第234号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第68条第1項の規定に基づく差押書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和元年9月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

奈良市告示第 235 号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

令和元年9月17日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道
奈良市公共下水道

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市石木町、北之庄町、中町、山陵町、鹿野園町及び横井町の各一部

3 縦覧場所

奈良市法華寺町264-1
奈良市役所企業局下水道事業課

4 縦覧期間

令和元年9月17日から令和元年10月1日まで

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長宛とし、都市整備部都市計画課に令和元年10月1日までに必着するように提出してください。

奈良市告示第237号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和元年9月17日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和元年5月21日 奈良市指令整開 第19A-8号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和元年9月17日 第1703号

公共施設 令和元年9月17日 第837号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園朝日元町二丁目478番

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県奈良市六条町113番4

株式会社 栗実住宅 代表取締役 國原 正記

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市学園朝日元町二丁目478番の一部

(2) 下水道

奈良市学園朝日元町二丁目478番の一部

奈良市告示第 238号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年9月18日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
やぐらケアマネ	奈良県奈良市朱雀三丁目4番地 15 サニーハウス1号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和元年 9月1日
株式会社シニア トータルサポート	奈良県奈良市朱雀三丁目4番地 15 サニーハウス1号		

奈良市告示第239号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により五条西二丁目第一自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 9月19日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	阪井 克次 奈良市五条西二丁目2番10号	白川 嘉秀 奈良市五条西二丁目9番15号

2 変更の年月日

平成31年4月7日

奈良市告示第 246号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年9月19日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年9月19日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第24号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

令和元年9月24日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

令和元年9月24日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成31年2月3日、同月4日、同月7日、同月14日、同月15日、同月18日、同月21日及び同月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和元年9月25日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

平成30年8月13日 奈良市指令整開 第18A-18号

令和元年9月2日 奈良市指令整開 第18A-18-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和元年9月25日 第1704号

公共施設 令和元年9月25日 第838号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市小倉町1180番7、1180番12、1180番44、1224番3の一部、1224番4の一部、1224番6の一部、1224番9の一部、1224番11の一部、1124番21の一部及び1124番22

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都市下京区油小路通木津屋橋下ル北不動堂町480番地資生堂京都ビル2F

京都グレインシステム株式会社 代表取締役 田宮 尚一

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市小倉町1180番7の一部、1180番44の一部及び1124番22の一部

(2) 調整池

奈良市小倉町1180番7の一部及び1180番44の一部

(3) 防火水槽

奈良市小倉町1180番7の一部及び1224番3の一部

奈良市告示第243号

平成31年度固定資産税・都市計画税第2期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和元年9月25日

奈良市長 仲川 元庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
平成31年度固定資産税・都市計画税	第2期	令和元年8月20日	令和元年7月31日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

令和元年10月6日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

奈良市告示第 244号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第85条第2号の規定により公示する。

令和元年9月25日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和元年9月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970105926	居宅介護支援	医療法人 応篤会	奈良市東九条町 752	ケアプランセンター おうとく	奈良市東九条 町752

奈良市告示第245号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和元年9月25日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和元年9月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970106056	訪問介護	特定非営利活動 法人 夢のかけ はし	奈良市中町38 57	ヘルパーステー ションとみのく に	奈良市中町3 857

2 廃止年月日 令和元年10月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970106320	通所介護	特定非営利活動 法人アメリティ ー・ライフサポー ト・アシスト	奈良市西木辻町 91-4	デイサービ ス・チルチル	奈良市大宮町2 丁目3-4-1 03

奈良市告示第 246 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月25日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人植田会 西大寺皮膚科診療所	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1-63 サンワシテイ 西大寺3階	令和元年 6月30日

奈良市告示第 247 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年9月25日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
はらた糖尿病・腎・内科クリニック	奈良県奈良市中登美ヶ丘三丁目1番地1階	令和元年 9月2日
きむら整形外科	奈良県奈良市中登美ヶ丘三丁目1番地1階	令和元年 9月14日
しだ小児科クリニック	奈良県奈良市中登美ヶ丘三丁目1番地1階	令和元年 9月2日
スギ薬局 登美ヶ丘店	奈良県奈良市中登美ヶ丘三丁目1番地	令和元年 9月1日
ひだまり薬局神殿店	奈良県奈良市神殿町650番地	令和元年 9月1日

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年9月26日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年9月26日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第249号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和元年9月27日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市告示第 250 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年 9月27日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ケアステーション和	奈良県奈良市法蓮町471番地の1	令和元年 7月1日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年 9月 27日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
倉田歯科医院	奈良県奈良市三碓二丁目 2-8	居宅 居宅療養管理指導	令和元年 6月1日
倉田 修身	奈良県奈良市三碓二丁目 2-8	介護予防 居宅療養管理指導	

公當企業

奈良市企業局告示第19号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止
の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

令和元年9月30日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
辻亀機械工業所	辻 敏	奈良県宇陀市大宇陀中新197 1	平成31年3月26日

奈良市企業局告示第20号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和元年9月30日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
辻亀設備株式会社	代表取締役 辻 敏	奈良県宇陀市大宇陀中新197-1番地	平成31年3月26日

奈良市企業局告示第21号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の事業の廃止
の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

令和元年9月30日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
大協設備工業所	鵜飼 嘉輝	奈良県香芝市北今市四丁目24 3番地	令和元年8月29日

奈良市企業局告示第22号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和元年9月30日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 大協 設備	代表取締役 鵜 飼 嘉輝	奈良県香芝市北今市四丁目24 3番地	令和元年8月29日

教育委員会

奈良市教育委員会告示第8号

令和元年9月定例会教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和元年9月24日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

1 日 時

令和元年9月27日（金）
午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に附すべき事案

議事

議案第38号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則等の一部改正について

協議事項

「一条高等学校における中高一貫教育の導入について」

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。